

調布市子ども条例制定準備委員会要綱

調布市子ども条例制定準備委員会要綱

平成16年4月30日

要綱第43号

第1 設置

調布市子ども条例（仮称）に盛り込む内容等について検討するため、調布市子ども条例制定準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

準備委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 子どもを取り巻く現状と課題に関する事。
- (2) 調布市子ども条例（仮称）に盛り込む項目及び内容に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関する事。

第3 組織

準備委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）19人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 5人以内
- (2) 社会福祉又は人権擁護に関する学識経験者 2人以内
- (3) 児童福祉又は教育関係団体等の推薦する者 11人以内
- (4) 東京都多摩児童相談所職員 1人

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から第1の目的を達成した日までとする。

第5 委員長及び副委員長

準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

準備委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取

委員長は、準備委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

準備委員会の庶務は、子ども生活部子育て推進課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。